

# 仕 様 書

1. 件 名 三重運輸支局駐車場警備業務
2. 配置予定日及び人数  
別紙のとおり  
(現在見込む予定数であるため、実際の発注数量とは異なることがあります。)
3. 警備対象  
三 重 運 輸 支 局 三重県津市雲出長常町字六ノ割 1190-9
4. 履行期間  
令和7年2月21日から令和7年3月31日
5. 仕 様
  - (1) 警備範囲  
駐車場内及び駐車場出入口並びに検査場出入口における歩行者及び車両等の誘導整理並びに周辺の監視、警戒又はこれに付随する不法行為の防止業務とする。
  - (2) 警備時間  
令和7年2月21日～3月31日(土・日除く)  
9:00～16:00(休憩1時間を除く)  
\*休憩時間について、複数名配置する日には混雑状況により取得時間帯を分散させるなど、警備対象支局の担当者(以下「担当者」という。)と事前に調整すること。
  - (3) 実施日等の調整  
事前に担当者と協議し、実施に関する要望事項を十分考慮し、実施日等を調整するものとする。
  - (4) 請負代金  
1日1人あたりの単価契約とし、1ヶ月の実施分を取りまとめのうえ、下記支払義務者に請負代金を請求するものとする。  
支払義務者 支出負担行為担当官 中部運輸局長  
独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部長  
支払義務者は適正な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うこととする。
  - (5) 報告  
請負者は実施日毎に警備業務の開始及び終了時には、担当者に対して報告し、確認を受けることとする。
  - (6) 警備の変更  
場内の混雑状況その他災害等の特別な事情により人工の変更をする場合は、前日の午後3時(前日が閉庁日の場合は閉庁日の前日)までに契約の相手方に通知するものとする。
  - (7) 賠償
    - ①本契約において請負う警備業務遂行中、明らかに請負者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、請負者及び警備員は連帯して発注者に対して賠償の責を負うものとする。
    - ②請負者は次の各号による損害については、賠償の責任を負わないものとする。

- ・天災地変その他不可抗力により、請負者が警備を遂行することが不可能になった場合。
- ・発注者の職員、又は一般人の故意・過失により損害を与えた場合。
- ・発注者のみが知り得た事故又は損害で、その事実を知った日から2週間以内に請負者又は請負者の連絡責任者に何らの通知をしなかった場合。
- ・その他請負者又は請負者の警備員の責に帰することのできない事由による場合。

(8) その他

請負者の警備員の来庁に際しては駐車場は無償で貸与するが、事務室内に個別の使用場所は設けないこととする。

本仕様に定めのない事項及び契約の解釈に疑義を生じたときはその都度両者協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

